

令和 8 年 9 月 1 日実施

業 務 用 契 約

(ガス小売選択約款)

令和 8 年 9 月

上 田 ガ ス 株 式 会 社

上田市天神 4 丁目 29 番 3 号

目 次

1. 目的	1
2. この小売選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結及び契約期間	2
6. 使用量の算定及びお知らせ	3
7. 料金	3
8. 需給契約の補償料	3
9. 名義の変更	3
10. 設置について	4
11. 緊急調整時の措置	4
12. 単位料金の調整	4
13. その他	5

付則

1. この小売選択約款の実施期日	5
2. この小売選択約款の掲示	5
3. この小売選択約款の実施に伴う切り替え措置	5

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表1（業務用契約第1種）	7
3. 料金表2（業務用契約第2種）	7
4. 料金表3（業務用契約第3種）	8

1. 目 的

このガス小売選択約款【業務用契約】（以下「この小売選択約款」といいます。）は、業務用としてガス機器をご使用いただくお客さま向けに、ガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件を定めたものです。

2. この小売選択約款の変更

- （1）当社は、この小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売選択約款によるものとし、（3）及び（4）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- （2）お客さまは、（1）に定めるこの小売選択約款の変更に異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- （3）この小売選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（4）に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- （4）この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更の場合、その他ガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この小売選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- （1）「業務用」とは、工場・作業場・店舗・事務所など業務に使用するために設備された部分のある建物をいいます。
- （2）「業務用機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、その業務に供する機器をいいます。
- （3）「年間使用量」とは、1年間に使用するガスの合計量をいいます。
- （4）「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。

- (5)「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (6)「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客様の1年間において引取らなければならない量をいいます。
- (7)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8)「消費税率」とは消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

この小売選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの小売選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 契約月平均使用量が862立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (3) 業務用機器の設置があること。
- (4) 一需要場所におけるメーター号数が10号以上であること。
- (5) 不測の需給逼迫時の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この小売選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた業務用契約第1種、業務用契約第2種、業務用契約第3種のいずれかを当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの小売選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合またはその後契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、業種の実態、過去の実績等を参考にして、お客様との協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約月別使用量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約年間引取量
- (3) 当社は、本契約の解約または供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません。

6. 使用量の算定及びお知らせ

当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日（解約による検針日を含みます。）におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへお知らせいたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日以降の、当社が定める日（原則としてガス小売供給約款 16（1）①の設定した区域における 16（1）②の設定した検針日の最終日の翌日）の翌日から起算して 30 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、業務用契約第 1 種には別表の料金表 1 を、業務用契約第 2 種には別表の料金表 2 を、業務用契約第 3 種には別表の料金表 3 を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金は、口座振替又は払込みの方法により、毎月お支払いいただきます。

8. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、契約年間引取量未達補償料とし、当社は当該補償料を原則として、未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、補償料の結果 1 円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

(1) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\begin{array}{l} \text{契 約} \\ \text{年 間} \\ \text{引取量} \\ \text{未 達} \\ \text{補償料} \end{array} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{契 約} \\ \text{年 間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実 績} \\ \text{年 間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める} \\ \text{月別契約量に各月の単位料金を乗} \\ \text{じたものの合計額を契約年間使用} \\ \text{で除し、少数点第 3 位以下四捨五} \\ \text{入した額} \end{array} \right]$$

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客様または当社はこの契約をその

後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. 設置について

- (1) 当社は、業務用機器が設置されているかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り屋内への立ち入りを承諾していただきます。
- (2) 業務用機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡いただきます。なお、その場合には、この小売選択約款にもとづく契約を解約したものとみなします。

11. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1、料金表2、料金表3の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、8の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものいたします。

$$\text{基本料金割引額} = \text{基本料金} \times \text{調整時間} / \text{当該月の時間数}$$

12. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりいたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.077 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.077 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

85,700円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、1

0円単位といたします。)及びトン当たりLPG(プロパン)平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9530 \\ &+ \text{トン当たりLPG(プロパン)平均価格} \times 0.0585 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG(プロパン)平均価格は、当社の本社及び営業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位のコ金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

13. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. この小売選択約款の実施期日

この小売選択約款は令和8年9月1日から実施いたします。

2. この小売選択約款の掲示

当社は、この小売選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この小売選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売選択約款を変更する旨、変更後のガス小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または12の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算定により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表1 (消費税等相当額を含みます。)

業務用契約第1種

(1) 基本料金

1 か 月 に つ き	3 5, 2 0 0 円
-------------	--------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 3. 9 5 円
-------------	--------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに12の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (消費税等相当額を含みます。)

業務用契約第2種

(1) 基本料金

1 か 月 に つ き	2 3, 1 0 0 円
-------------	--------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 6. 2 4 円
-------------	--------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに12の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表3（消費税等相当額を含みます。）

業務用契約第3種

(1) 基本料金

1 か 月 に つ き	1 6 , 5 0 0 円
-------------	---------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 8 . 5 4 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに12の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。